

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-104号
2	公募日	令和8年7月21日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	小中学校タブレット端末等賃貸借
5	設置場所	能代市内小中学校
6	賃貸借期間	令和9年1月1日から令和13年12月31日(長期継続契約)
7	当該業務の主管課	学校教育課 電 話 番 号 0185-73-5281 ファクシミリ番号 0185-73-6459
8	物品又は委託の種別	使用料及び賃借料(単価入札)
9	主な仕様(概要)	小中学校タブレット端末等の賃貸借 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されている者であること (2) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること (3) 東北6県内に契約を締結できる営業所を有していること (4) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと
11	入札に関する注意事項	入札金額は月額単価(1ヵ月あたりの税抜き金額)とする
12	入札予定日	令和8年8月4日 (火) 午後1時50分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 本入札に係る契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。 (3) 本件は、秋田県の「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用し、導入するものである。 リース事業者決定後、公立学校情報機器整備事業費補助金実施要領第4条第2項の規定に基づき、リース事業者と本市が共同で補助申請を行うものとし、補助額決定後に契約締結することとする。

入札スケジュール 件 名：小中学校タブレット端末等賃貸借

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年7月21日（火） 正午から 令和8年7月23日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年7月21日（火） 正午から 令和8年7月23日（木） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年7月21日（火） 正午から 令和8年7月27日（月） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年7月27日（月） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年7月29日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年8月4日（火） 午後1時50分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。
なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-104号			
物 品 (業 務) 名	小中学校タブレット端末等賃貸借			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

件 名	小中学校タブレット端末等賃貸借
入 札 金 額	1 ヲ月あたりヱ
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

仕 様 書

1 賃貸借（リース）対象物件等

- (1) 物 件
小中学校タブレット端末等賃貸借（詳細は内訳書のとおり）
- (2) 納入金額
194,209,000円（税別）
- (3) 納品業者
東光コンピュータ・サービス株式会社 能代営業所
- (4) 設置場所・台数
能代市内小中学校（詳細は別紙参照）

2 入札額及び補助金について

- (1) 本件は、秋田県の「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用し導入するものであり、下記台数に対して、補助金の交付が行われる予定であることから、入札金額の算定にあたっては、本補助金額を見込んだうえで算定を行うこと。
※補助対象台数 2,474台（上限55,000円、補助率2/3）
- (2) 入札金額は、リース総額から当該補助金額を差し引いた額で賃貸借料の算定を行うこと。
補助金対象端末台数は、2,474台、補助基準額は、55,000円/台、補助率は2/3であり、補助金額は千円未満切り捨てて算出すること。
- (3) 賃貸借期間を60カ月として算定した場合の月額金額を入札金額とすること。ただし、消費税額及び地方消費税額は含まない。
- (4) 補助金実施要領第4条第2項の規定に基づき、落札者と本市が共同で補助金申請を行い、補助金額が決定したのちに契約締結するものとする。
 - ・ 補助金の交付決定額によっては変更契約が生じることを承諾しておくこと。
 - ・ 落札者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。
ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は令和9年1月1日から令和13年12月31日までの5年間の長期継続契約とする。

4 支払条件

- (1) 受注者は当月分の月額賃貸借料を翌月に請求するものとし、市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 賃借料の計算は月の初日から末日までを1月として計算するものとする。

5 その他

- (1) 賃貸借期間終了後、物件は市への無償譲渡とする。
(固定資産税はかかりません)
- (2) 賃貸借物件に係る動産総合保険料は、賃貸借料に含むものとする。

別紙

・小・中学校タブレット端末等の整備納入及び設置場所

学校名	住所	台数
「能代市立淳城西小学校」	能代市盤若町２番地１号	223
「能代市立淳城南小学校」	能代市若松町２番２４号	253
「能代市立第四小学校」	能代市字藤山３番地	397
「能代市立第五小学校」	能代市鰺渕字中嶋古屋布２５番地	155
「能代市立向能代小学校」	能代市向能代字上野越２５番地１	310
「能代市立浅内小学校」	能代市浅内字上ノ山２３６番地	63
「能代市立二ツ井小学校」	能代市二ツ井町字上台２５番地１	161
		1,562

学校名	住所	台数
「能代市立能代第一中学校」	能代市盤若町８番地１１号	139
「能代市立能代第二中学校」	能代市字豊祥岱１番地４６	250
「能代市立能代東中学校」	能代市扇田字東扇田２５１番地１	71
「能代市立東雲中学校」	能代市向能代字トトメキ１０６番地１	172
「能代市立能代南中学校」	能代市河戸川字中野２４１番地	170
「能代市立二ツ井中学校」	能代市二ツ井町字下野７６番地２	110
		912

計 2,474

内 訳 書

件 名 小中学校タブレット端末等の納品

納品場所 能代市内小中学校

番号	名 称	単位	数量	単 価	合 価	摘 要
	・タブレット本体					
1	富士通 LIFEBOOK U3114X/SEG FMVU86026Z	台	2,474	49,500	122,463,000	SSD 128GB モデル
	・アプリケーション					
2	Sky SKYMENU Cloud Professional Edition	式	2,474	15,000	37,110,000	学習用ツール(端末管理機能を含む)
3	ALSI InterSafe Gateway Connection GIGAスクールライセンス	式	2,474	10,000	24,740,000	Webフィルタリング (クラウド版)
	・その他付帯作業					
4	その他付帯作業	式	2,474	4,000	9,896,000	
	・旧タブレットの回収					
5	旧タブレットの回収	式	1		0	
	以 下 余 白					
	合 計				194,209,000	
	消 費 税 (10%)	式	1		19,420,900	
	設 計 積 算 額				213,629,900	